告示

○国家公安委員会告示第四十号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十七日　国家公安委員会委員長　松本　純

一　公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　竹下　金男

㈡　変更後の代表者の氏名　濵川　勝利

二　変更を行った年月日　平成二十八年六月二十二日

○法務省告示第四百三十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月十七日　法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

山芳製菓株式会社	東京都板橋区常盤台一丁目五十二番三号	菓子製造

○法務省告示第四百三十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月十七日　法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

下田運輸株式会社	大阪府交野市幾野四丁目二十番一号	とび

○法務省告示第四百三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月十七日　法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

ヤマト運輸株式会社	東京都中央区銀座二丁目十六番十号	物流作業

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ＯＧＩＮＯ	岡山県倉敷市児島上の町三丁目十三番十二―六号	建築大工

○法務省告示第四百三十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月十七日　法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ヴィ・クルー	宮城県白石市斎川字伊具田二十五番地一	溶接
森本工業有限会社	広島県福山市大門町野々浜四百二十九番地の三	溶接

○外務省告示第三百二十七号

平成二十年七月二十七日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成十九年三月二十六日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになったハノイ市都市鉄道建設計画（ナムタンロン―チャンフンダオ間（二号線））（第一期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十一年七月二十八日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間で行われた。

平成二十八年八月十七日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十八号

平成二十八年七月二十八日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成二十年三月二十六日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになったハノイ市環状三号線整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十九年一月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間で行われた。

平成二十八年八月十七日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百二十九号

平成二十八年七月二十八日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成二十一年三月三十一日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになった第二期ハノイ水環境改善計画（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十八年十二月二十八日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間で行われた。

平成二十八年八月十七日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十号

平成二十八年七月二十八日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成二十一年三月三十一日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになったハノイ市都市鉄道建設計画（ナムタンロン―チャンフンダオ間（二号線））（第一期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十一年七月二十八日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間で行われた。

平成二十八年八月十七日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百三十一号

次に掲げる各国の政府は、昭和三十八年四月二十四日にウィーンで作成された「領事関係に関するウィーン条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

セントクリストファー・ネーヴィス	平成二十二年七月六日
ナウル共和国	平成二十四年十二月十四日
ガンビア共和国	平成二十五年三月二十八日
ブルネイ・ダルサラーム国	平成二十五年五月二十四日
シエラレオネ共和国	平成二十八年五月九日
ザンビア共和国	平成二十八年五月十八日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

セントクリストファー・ネーヴィス	平成二十二年八月五日
ナウル共和国	平成二十五年一月十三日
ガンビア共和国	平成二十五年四月二十七日
ブルネイ・ダルサラーム国	平成二十五年六月二十三日
シエラレオネ共和国	平成二十八年六月八日
ザンビア共和国	平成二十八年六月十七日

（平成二十二年七月七日付け、平成二十四年十二月十四日付け、平成二十五年三月二十八日付け、同年五月二十四日付け、平成二十八年五月九日付け及び同年五月十八日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十八年八月十七日　外務大臣　岸田　文雄